東紀州環境施設組合職員定数条例

令和３年４月１日
条例第12号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号））第138条第６項、第172条第３項及び第200条第６項の規定に基づき、管理者、議会及び監査委員の事務部局に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数について必要な事項を定めるものとする。

（職員の定数）

第２条　前条の職員の定数は、次のとおりとする。ただし、議会及び監査委員の事務部局の職員は、管理者の事務部局の職員においてこれを兼ねるものとする。

（１）　管理者の事務部局の職員　８人

（２）　議会の事務部局の職員　（５人）

（３）　監査委員の事務部局の職員　（５人）

２　休職、育児休業、公務災害による休業中の職員は、前項の定数外とする。

（職員の定数の配分）

第３条　前条第１項各号に掲げる職員の定数の当該部局の配分は、それぞれ任命権者が定める。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。